

令和7年3月吉日

関西ゴルフ会員権取引業組合加盟会員各位

オリムピックゴルフ倶楽部
事務局

名義変更料についてのお知らせ

早春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素はひとかたならぬ 御愛顧を賜り、ありがとうございます。

さて、名義変更料の価格改定につきまして、昨年の理事会において承認され、令和6年10月より変更する予定でしたが、昨今の弊倶楽部会員権の売買状況を鑑みて当面の間、変更を見送ることとなりました。

今後、変更する際には、改めてお知らせいたしますので、よろしくお願い申し上げます。尚、ご不明な点がございましたら事務局までお問い合わせください。

【現在】

永久債会員権名義変更料 110,000円
(但し、証券番号〇〇〇A2、3、4の裏書初回の変更料は免除)

同一法人内名義変更料 110,000円

終身会員名義変更登録料 年齢に応じて設定
(1回限り)

以上

令和7年3月吉日

関西ゴルフ会員権取引業組合員各位

オリムピックゴルフ倶楽部
事務局

弊倶楽部入会希望者への事前説明のお願い

春分の季節、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素はひとかたならぬ御愛顧を賜り、ありがとうございます。

さて、この度、弊倶楽部入会希望者の入会面接の時間短縮するため、「入会希望者事前確認書」作成にご協力願いたく存じます。

皆様が弊倶楽部入会希望者と面談される際、同封しております以下の書類の内容をご確認の上、確認書へのご署名を頂戴いただき、入会書類と共にご送付くださいますようお願い申し上げます。

尚、ご不明な点がございましたら事務局までお問い合わせください。

【事前確認関連書類】

- ・入会希望者事前確認書
- ・永久債制ゴルフ会員権について
- ・エチケットマナーについて
- ・倶楽部会則
- ・各種利用約款

以上

入会希望者事前確認書

私、_____は、オリムピックゴルフ倶楽部に入会を希望するにあたり、
下記の事項を確認いたしました。

- ☐ 永久債について
- ☐ エチケット・マナーについて
- ☐ 危険防止について
- ☐ ドレスコードについて
- ☐ 会則・約款の遵守について

※ 確認した項目の□に✓印をご記入ください

年 月 日

署 名 _____

永久債制ゴルフ会員権について

当倶楽部の会員権は、永久債制を導入しております。

預託金制ゴルフ会員権が据え置き期間経過後、証券記載金額を返還請求できるのに対し、永久債制ゴルフ会員権は、会社（＝ゴルフ場）が解散、清算する時まで返還請求ができない債権です。

よって、永久債制ゴルフ会員権証券の記載金額は、返還金額を示すものではなく、会社解散・精算時の剰余資産を処分した代金の配当割合の指標となるものです。

もし、退会を希望される場合は、ゴルフ場に返還の申し入れをするのではなく、

- ①ご家族・ご親族に名義を書換える
- ②ゴルフ会員権取引業者を通じて売買取引をする

以上のような方法で、名義の変更を行いますので、何卒ご了承の程お願い申し上げます。

以上

オリムピックゴルフ倶楽部
穂里開発株式会社

オリムピックゴルフ倶楽部では、全てのプレーヤーが楽しく快適にプレー頂けますよう下記のご協力をお願い致しております。
ゲストを同伴並びにご紹介される場合、メンバーは予めこの規定をお伝え頂きますようご協力願います。

エチケット・マナーについて

1. 危険防止について

- ・ 雷発生の際は、直ちにプレーヤーに通報しますので誘導に従ってください。
- ・ プレーヤー相互の危険・災害防止に万全の注意をお願いします。
- ・ 素振りは必ず周囲を注意して下さい。
- ・ 自己の飛距離を判断して先行組に打ち込まないようにして下さい。
- ・ 乗用カートの走行中は、手すりをお持ち頂いて、手足を出さないよう十分にご注意下さい。

2. プレーの進行について

- ・ 全てのプレーヤーのために、前の組と間隔をあげないようご協力下さい。
- ・ 歩行は早く、ホールアウト後速やかにグリーンを離れて次のホールに進んでください。
- ・ ハーフラウンド2時間10分以内に終了するようにご協力下さい。

3. コース内でのお願い

- ・ 芝生を切り取るような素振りはしないようご注意ください。
- ・ ディボット跡に目砂入れのご協力をお願いします。
- ・ バンカーの足跡・打球跡をご自身で均して下さい。
- ・ グリーン上のボールマークはご自身で直して下さい。グリーンを傷つけないよう、またピンの抜き差しの際、ホールを傷つけないようご注意ください。

4. 喫煙のお願い

- ・ クラブハウス内は、全て禁煙ですのでご協力下さい。
- ・ コース内は、灰皿の設置してある場所以外ではご遠慮下さい。特にグリーン上での喫煙は厳禁ですのでご注意ください。
- ・ カート乗車中は禁煙をお願いします。

ドレスコード（服装規定）

1. 来場時・プレー終了後のクラブハウスでの服装

- ・ 夏期（6月～9月）を除き、ブレザー等の上着を着用して下さい。
- ・ 総じて華美な服装はご遠慮下さい。
- ・ ジョギングシューズ、サンダルやミュールはご遠慮下さい。タウンシューズをご着用下さい。
- ・ ジャケットの下にはTシャツではなく、襟付きのシャツの着用をお願いします。尚、襟幅2.5センチ以上のタートルネック・ハイネックは可と致します。
- ・ ジーンズ・ジャージ・スウェット・サルエルパンツ・カーゴズボンは、ご遠慮下さい。

2. コース内での服装（プレー時）

- ・ 迷彩柄のウェア及びパンツはご遠慮ください。
- ・ 半ズボンは膝丈のものを着用して下さい。（短すぎる半ズボンはご遠慮下さい。）
- ・ シャツは襟付き、袖付のものを着用して下さい。シャツの裾を出せるデザインのものを除き、裾はズボン、スカートの中に入れてください。
- ・ 半ズボン着用の際、ソックスはくるぶしが隠れる程度のものを着用して下さい。ロゴ入りのソックスは可としますが、柄入りのソックスは、ご遠慮下さい。
- ・ ゴルフシューズは、ソフトスパイク、スパイクレスシューズをご使用下さい。
- ・ タオルを腰に下げないようにして下さい。タオルを首に掛ける際は、折りたたんでシャツの中に入れて下さい。

3. クラブハウス・食堂・バーでのお願い

- ・ クラブハウス内では、お静かに願います。
- ・ ジャンパー・ウインドブレーカー・レインウェアなどの着用はご遠慮下さい。
- ・ 食堂のテーブルに帽子や手袋を置かないよう願います。
- ・ シューズを脱いでの飲食はご遠慮ください。

ドレスコード（女子服装規定）

(可) スカート、ショートパンツ、キュロット、襟付きのシャツ

(不可) タンクトップ・Tシャツ、丈の短いショートパンツ・ホットパンツ・ジーンズ、ジョギングシューズ・テニスシューズ
以上



The Olympic Golf Club

倶楽部会則

第一章 総則

- 第1条 (名称)
本倶楽部はオリムピックゴルフ倶楽部(以下倶楽部という)と称する。
- 第2条 (目的)
本倶楽部は穂里開発株式会社(以下会社という)の経営管理する施設を利用し、会員相互の親睦を図ると共に、健全なるゴルフの普及発展と明朗な社交機関たることを目的とする。
- 第3条 (事務所)
本倶楽部の事務所は、三木市細川町瑞穂の倶楽部ハウス内に置き、大阪事務所を大阪市北区豊崎新地1-5-2大川ビル本館内に置く。
- 第二章 会 員
- 第4条 (会員の種別)
本倶楽部の会員は次の区分で構成する。
①名誉会員 本倶楽部の設立、運営等に関して特別の功労者で、理事会及び会社役員会において承認、決定する。
②特別会員 本倶楽部の設立、運営等について多大の貢献があった功労者で、会社役員会において決定する。
③個人会員 会則第5条に定めた手続きにより会員資格を取得した者。
④法人会員 法人名で申し込み、会則第5条に定めた手続きにより会員資格(記名式)を取得した者。
⑤週日会員 会則第5条に定めた手続きにより会員資格を取得した者で日曜、祝日、振替休日を除く平日にゴルフ場施設を利用できるものとする。
⑥平日会員 会則第5条に定めた手続きにより会員資格を取得した者で土曜、日曜、祝日、振替休日を除く平日にゴルフ場施設を利用できるものとする。
⑦終身会員 会則第5条に定めた手続きにより会員資格を取得した者でその会員資格が、会員のみの終身(一身専属)とされる者。

第三章 入会及び退会

- 第5条 (入会)
本倶楽部に入会を希望する者は、個人、法人とも所定の申込書を提出し、理事会、会社役員会の審査、承認の後、倶楽部の定める必要書類の提出と入会保証金、登録料(別途に定める)、又は入会金を納入して会員となる。
- 第6条 (入会保証金)
会社は、入会保証金は払込日より10年間据置きの預かり金として受け入れ、利息は付さない。第5条による入会者に入会保証金証書を発行する。期間経過後は退会、又は会員資格喪失の場合、会社役員会、及び理事会の承認を得て返還するものとする。
- 第7条 (資格の譲渡)
会員は、その会員資格を他人に譲渡する事ができる。ただし譲渡するときは所定の手続きにより理事会及び会社役員会の承認を得るものとする。なお、年会費の未納、諸支払いの滞り等があるときは、これを完納しなければその手続きがとれない。なお、平日会員は、相続はもとより理由の如何を問わず資格を譲渡できないものとする。
- 第8条 (名義変更)
譲渡による名義書換えは、譲渡人、譲受人連名の名義変更申請書及び譲受人に関する所定の必要書類を提出し、理事会及び会社役員会の承認後、理事会の定める書換料(別途に定める)を会社に納入するものとする。なお、平日会員は、理由の如何を問わず名義変更出来ないものとする。
- 第9条 (法人の名義変更)
同一法人内の登録名義を変更する場合は、法人代表名で所定の手続きによる提出をし、理事会及び会社役員会の承認後に理事会の定めた書換料(別途に定める)を会社に納入するものとする。なお、平日会員は、理由の如何を問わず同一法人内での登録名義を変更出来ないものとする。
- 第10条 (名義変更の一時停止)
会社は特別な事情がある場合、理事会と協議のうえ一定の期間、会員資格の譲渡、これに伴う名義書換え業務を停止することができる。
- 第11条 (会員資格の喪失)
下記の各項のいずれかに該当するときは会員の資格を失う。
①退会
②除名
③死亡
④法人母体の解散
- 第12条 (退会)
①据置期間(第6条)経過後、退会する時は本人の請求により、入会保証金証書と引換えに入会保証金を返還する。なお、既納の年会費、登録料は返還しない。年会費その他に未納未払いのある場合はその額を相殺する。
②会員(平日会員を除く)死亡の場合、相続人が資格の継承を希望するときは届出により第8条に準じるものとする。なお、相続人が資格の継承を希望しないときは、相続人の届出により理事会及び会社役員会の承認後、入会保証金証書と引き換えに入会保証金を返還する。
③会員たる法人が解散した場合、理事会、及び会社役員会の承認後、その清算人に対し入会保証金証書と引換えに入会保証金を返還する。

第13条 (資格停止、退会勧告、除名)

下記の各項のいずれかに該当するときは、理事会は会社と協議のうえ資格停止、退会勧告、除名等の処分をすることができる。
①本倶楽部の会則、その他の諸規約に違反したとき。
②年会費、その他諸支払いを3ヶ月以上滞り、履行に誠意がないとき。
③入会申込書、その他必要書類に不実記載のあったとき。
④本倶楽部の秩序を乱し、名誉を傷つける行為をしたとき。
⑤その他、理事会、会社役員会において会員として不適当と認めるとき。
⑥会社は上記各項をはじめ、やむを得ない事情により、その会員の入会保証金を返還したときは、その会員の資格と権利は消滅する。

第四章 役 員

第14条 (役員)

本倶楽部は次の役員をおくことができる。
①理事長 1名
②代表理事又は常務理事 1名
③理事 若干名
役員は全て名誉職とし、会社役員会の推薦、委託によって就任する。任期は1ヵ年とする。但し再任を妨げない。役員は任期満了の場合でも後任が就任するまではその職務を行うものとする。なお、会社、理事会において必要と認めるときはキャプテン、名誉書記、名誉会計などの役員をおくことができる。

第15条 (理事会の運営)

理事会は理事によって構成される。理事会は倶楽部を代表し、必要に応じて理事会を招集、議長となって会を統括する。倶楽部運営を円滑にするための議決機関で、下記の事項を審議して議決する。議決は出席理事の過半数のよるが、可否同数の場合は理事長が決する。決議事項は会社役員会の了承の後発効する。
①倶楽部の運営に関する基本事項。
②倶楽部の運営に関する諸規則の制定、及び改廃。
③その他、運営に関し理事会が必要と認めた事項。

第16条 (代行)

理事会にさしかえのあるときは、理事長を補佐する代表理事(又は常務理事)にその職務を代行させることができる。

第17条 (委員会)

理事会は倶楽部の運営を円滑にするため、会社と協議して各種の分科委員会を設置することができる。

第18条 (委員の選出)

委員長及び委員は、理事会と会社が協議して会員の中から選出、理事会がこれを委嘱する。委員の任期は1ヵ年、ただし再任は妨げない。

第19条 (分科委員会の運営)

委員会は委員長が招集し統括する。会の議決は出席委員の過半数で決し可否同数の場合は、委員長がこれを決する。会の議決は理事会の承認、会社の了承を得て発効する。

第五章 会社及び諸規則

第20条 (会則改定及び解釈に疑義のあるとき)

本会則の改定は、理事会及び会社で協議、その合意に基づいて改定する。また、会則の解釈、運用について疑義が生じたときは、理事会と会社が協議して解決する。

第21条 (運営に必要な規則、細則、利用規約の制定)

運営及び業務遂行に必要な規則、細則、利用規約等は理事会、会社が協議して別に定める。

第22条 (遵守及び履行)

本倶楽部の会員は、会則、諸規約、細則、利用規約、理事会の決議、決議事項は遵守するものとする。

第六章 会 計

第23条 (収入と支出)

本倶楽部の収入は全て会社に帰属する。運営に関する支出、諸経費は全て会社が負担する。

第24条 (会計年度)

本倶楽部の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終る。会員(名誉、特別会員を除く)は、年度開始前に別途に定める年会費を前納するものとする。既納の年会費は返還しない。

第25条 (諸料金の決定)

入会保証金、名義書換料、年会費、グリーン・フィーなど諸料金の決定と変更は、会社役員会で決定、理事会の承認を得て施行する。

第七章 付 則

第26条 (理事会発足以前について)

理事会が発足するまでは、会社取締役会が理事会の業務を全て代行するものとする。

第27条 (事業の終結)

会社はやむを得ない事情が発生した時は、役員会の決議、及び理事会と協議、全会員に入会保証金を速やかに返金し、本倶楽部(本事業)を閉鎖廃止することができる。



乗用カート利用約款

オリムピックゴルフ倶楽部
2022年1月1日制定

〈本約款の目的〉

第1条 本約款は、当倶楽部の乗用カート（以下「カート」と称する）利用に関する規律を定め、施設利用者及び従業員等の安全並びに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期することを目的とします。

〈本約款の遵守〉

第2条 カートの運転者（リモコン操作、自走運転）を行う者（以下「運転者」と称する。）及び、カート同乗者（以下「同乗者」と称し、運転者及び同乗者を総称して「利用者」と称する。）は、カートの利用に関し、キャディ付プレー、セルフプレーにかかわらず、スターター、マーシャル及び係員の指示に従い、本約款を遵守する義務を負います。

〈カート利用の申込み〉

第3条 カート利用の申込みは、「オリムピックゴルフ倶楽部利用約款」第1条・第2条・第3条に基づく当倶楽部の利用申込みに含まれております。

〈安全運転義務〉

第4条 コース内のカート運行は、5人乗り電磁誘導式カートと2人乗り自走式カートを採用しており、リモコン及びカートボタン操作による自動運行、又は自走式カート運転にて運行していただきます。利用者によりカートがリモコン操作、及び自走式運行する場合、運転者は、カートの運行に際し、当該カートを確実に操作して、周囲の状況に応じ、他人の人身に対する危害、施設に対する損傷を及ぼさないよう安全運転に心がけて下さい。

〈電磁誘導式カートの自動運行利用の際の注意事項〉

第5条

1. 当該カートは、ゴルフ場施設外で利用、運行することはできません。
2. 当該カートはやむを得ない事情がある場合のほかは、カート道以外の場所で走行はできません。
3. キャディ付プレーの場合、キャディ以外による運行を原則としキャディからの依頼がある場合に限りカートの運行を行うことができます。
4. 発信は「発信/停止」ボタンを押して下さい。
5. 停止は「発信/停止」ボタンを押すか、ブレーキペダルを踏んで下さい。
6. カートは、予め定められた停止点で自動停止します。
7. カート同士が近づくとき自動停止しますが、後続のカートが近づいた時は注意して下さい。

〈自走式運転でカート利用の際の運転者の注意事項〉

第6条

1. 運転者は運転免許を有する方に限ります。
2. アルコールを飲用された方、およびその他の事由により正常な運転が困難な方は運転者となることはできません。
3. コース内の乗り入れは、許可されたコース内乗入れ専用カート（2人乗りカート）以外は厳禁です。
4. 運転者の走行中の脇見運転、スコアの記入、携帯電話等の端末機器の使用は厳禁とします。

〈セルフプレーでのカート利用者の注意事項〉

第7条 カート利用者はカートの運行に際し、次の事項を遵守して下さい。

1. カートの定員を守って下さい。（5人乗りカート・2人乗りカート）
2. カート運行開始に際しては、カートのブレーキ・リモコンその他の装置が正常に作動することを確認して下さい。
3. カートの発進は、必ず他の利用者が着座したことを確認した上で行って下さい。
4. 走行方向、一時停止等の標識に従って走行して下さい。
5. 走行中は安全走行に徹していただき、下り坂、急なカーブでは低速走行するようにご注意下さい。
6. 各ティーイングエリアの手前で必ず一旦停止し、先行組のティーショットが全員終わったのを確認してお進み下さい。
7. 打球事故防止のため、次の事項にご注意下さい。
 - ①ホールアウトしたら速やかに次のホールにお進み下さい。
 - ②カートを、打者の前方に進めないで下さい。
 - ③カートを打球の当たる可能性のある場所に停めないで下さい。
8. 他のカート、マーシャルカー、管理作業車、作業車両とのすれ違いの際は充分にご注意下さい。

〈コース内乗入れ専用カート（2人乗りカート）利用者の注意事項〉

第8条 コース内乗入れ専用カートの利用は、会員、又は会員の同伴に限ります。当該カートをご利用の際は下記事項を遵守して下さい。

1. 当該カート利用の希望者は、ご予約時に申し出て下さい。尚、冬季期間（12月～3月）は、霜・凍結・夜露等によりカート乗入れによる芝生への影響があるため、9時以降の予約とさせていただきます。
2. 当日の天候、コース作業、コースコンディション等によりコース乗入れができない場合がありますので予めご了承ください。尚、乗入れ不可の際は、スターター室にて掲示します。

3. 芝生保護のため、できる限りショット間の移動はカート道を走行して下さい。
4. グリーン手前からグリーン周辺のアプローチ付近の走行は厳禁といたします。
5. コース内での急発進・急停車・急ハンドル・スピードの出し過ぎは芝生を傷めますのでご注意ください。
6. PAR3ホール（NO.4・NO.6・NO.13・NO.15）のコース内乗入れは禁止としますのでカート道を走行して下さい。
7. 停止する際は、平地・坂道を問わずロックされるまで確実にブレーキを踏み込んで停止したことを確認して下さい。（しっかり停止しないと警告音になります）
8. 走行中は安全走行に徹していただき、傾斜地の走行は控え、下り坂、急なカーブ、排水溝、カート道との段差では低速走行の励行をしていただき、特に嵐、池、バンカー付近等の危険な箇所には近づかないようご注意ください。

〈同乗者の注意事項〉

第9条 同乗者はカートの利用に際し次の事項を遵守して下さい。

1. カートの装置（電源・駆動・ハンドル等）には手を触れないで下さい。
2. カートの前は危険ですので立たないで下さい。
3. カートが発進する時、及び走行中は、必ずグリップ、バー又はアームレストに掴まってください。
4. 走行中はカートから身体、衣服、クラブ等がはみ出さないよう注意して下さい。
5. 走行中の飛び乗り、飛び降り危険ですので禁止します。
6. 走行中のクラブの抜き差しは危険ですので禁止します。

〈携帯品等の責任〉

第10条 カートに載積したゴルフ用品及び携帯品等の管理は全て自己責任となります。万が一、破損、紛失、盗難等が発生した場合、当社は責任を負いかねますのでご了承下さい。

〈利用者の利用中止等〉

第11条 利用者に次の事由がある場合は、事情に従い当該利用者につき、運転の禁止、カート利用を中止、あるいは全ての施設の利用を中止していただく場合があります。

1. 自走式運転でカート利用した際の運転者に、運転者の資格のないことが判明した時。
2. 利用者に、本約款及びその他の約款、会則、規定に反する行為があった時。

〈事故の場合の責任〉

第12条

1. 利用者はプレー中の事故またはカートの事故が発生した場合若しくはカートが故障した場合、プレーを中止し直ちにスターター室にその旨を連絡して下さい。
2. 運転者がカートの運行に際し、故意または過失により人身に危害を及ぼし、又は施設（カート、その他の施設内の物品を含む）に損害を及ぼす事故（以下「カート事故」という）を起こした場合には、各被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
3. 同乗者の故意または過失により、カート事故を生じまたはカートの事故を誘発した場合には、当該カートの状態に応じ、運転者と連帯して、又は単独にて、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
4. 当倶楽部に故意または重大な過失のある場合を除き、当倶楽部はカート事故について人的・物的損害その他名目の如何を問わず、一切の責任を負いません。

〈避難について〉

第13条

1. 雷や大雨、防風等により、当倶楽部が一時的に避難の決定しプレーヤーに連絡した場合、その場に留まることなく、速やかに近くのスタートハウス・コース売店・避難小屋またはクラブハウスに避難して下さい。
2. 天候の急変が生じた場合には、危険回避するため自主的に一時的に避難を速やかに行ってください。
3. 自然災害により起こるカートの事故については、当倶楽部は初動処置を行います責任を負いかねます。

〈本約款の改定〉

第14条 本約款の改定は必要に応じて会社がこれを行います。



暗証番号式ロッカー利用約款

オリムピックゴルフ倶楽部
2022 年 1 月 1 日制定

暗証番号式ロッカーは、ご来場者の貴重品を一時保管するために、当倶楽部が場所をお貸しする設備です。

ご来場者は、必ず金銭・貴重品を本約款遵守のうえ当該ロッカーに保管して下さい。

第1条 当該ロッカーに入れることができないもの

1. 多額の金銭や高額な貴金属、有価証券等
2. 不法物品ならびに危険物、腐敗したり破損しやすいもの
3. その他、保管に適さないと認められるもの

上記2～3に該当する物品が入れられていた事実が判明したとき、またはその疑いがあるときは、当方において開扉し、その事情に応じて保管、破棄、その他適当な処理をすることあります。

第2条 使用期間・取扱時間

当該ロッカーの使用期間は、当倶楽部内の施設をご利用の当日のみとします。また、取扱時間は当倶楽部の営業時間内とします。

第3条 使用期間を経過した場合

使用期間を経過した場合は、当該ロッカー内の収容品を所定の場所に移し、30日間保管します。

尚、30日間を経過してもお引き取りのない場合は、利用者が権利を放棄したものとみなし当方において適正に処分します。

第4条 賠償責任

以下の各項に該当する場合に生じる当該ロッカー内の収容品の損害について、当倶楽部は一切の責任を負いません。

1. 暗証番号の盗用による盗難の場合
2. 使用者の誤使用による盗難・紛失の場合
3. 天災地変、その他の不可抗力による場合
4. 当該ロッカーに第1条に該当するものを入れた場合
5. 当倶楽部の施設利用者以外の人が使用した場合
6. その他、当倶楽部の責めに帰さない場合



ゴルフ場利用約款

オリムピックゴルフ倶楽部
2022年1月1日制定

＜約款の適用＞

第1条 当倶楽部を利用される方は、会員、非会員を問わずオリムピックゴルフ倶楽部の会則、細則によるほか、本約款、乗用カート利用約款、暗証番号式ロッカー利用約款、兵庫県ゴルフ場共通利用約款に従ってご利用いただきます。尚、当倶楽部は「ハラスメント防止方針」を定め、個人の尊厳を尊重し、健全な職場環境の維持に努めます。

＜利用契約の成立＞

第2条 当倶楽部を利用される方は、本約款を事前にご確認のうえ、当日、フロントにおいて所定の用紙に白署していただくことにより、利用約款遵守、誓約の確認といたします。これにより当倶楽部の施設利用契約が成立します。

＜利用の申込み、予約金、違約金＞

第3条 プレーの申込み、予約金、違約金等の取扱いについては、当倶楽部の各種規約に従っていただきます。

＜暴力団等反社会的勢力の入場、利用の拒絶及び継続利用の拒絶等＞

第4条 当倶楽部は次の場合には、施設利用の申込みをお断りします。また、プレーの途中に判明した場合には、その後の利用の継続をお断りします。
1. 暴力団等反社会的勢力に所属していると認められるとき。
2. 暴力団等反社会的勢力を同伴又は紹介により入場させたとき。
3. 法人でその役員のうち暴力団等反社会的勢力に属する者がいるとき。

＜施設利用の拒絶＞

第5条 当倶楽部は次の場合施設利用の申込み並びにご利用をお断りすることがあります。

1. 消費でスタート時刻に余裕がないとき。
2. 非会員については、会員の同伴または紹介等がないとき。
3. 天災、その他のやむを得ない事情によりゴルフ場をクローズ若しくはプレーの継続が不可能と認められるとき。
4. 暴力・暴言・脅迫・詐欺行為・賭博行為・カスタマーハラスメント等、その他公の秩序、若しくは善良な風俗に反する行為をした、あるいはその恐れがあるとき。
5. 偽名または他人の名義で申込みをしたとき。
6. 技術が未熟で、他のプレーヤーに著しく迷惑を及ぼした、あるいはその恐れがあるとき。
7. 当倶楽部の利用に好ましくない、運動・服装・ルール・エチケット・マナー等の事項があるとき。
8. 当倶楽部の各種規約に違反した場合あるいは、あるいはその恐れがあるとき。

＜休場日・開場時刻・スタート時刻＞

第6条 当倶楽部の休場日と開場時刻及びスタート時刻は、当倶楽部の定めるところによります。但し、臨時に変更することがあります。

＜金銭・貴重品の取扱い＞

第7条 金銭、その他貴重品は貴重品ロッカーをご利用下さい。使用の際は「暗証番号式ロッカー利用約款」を遵守して下さい。
尚、貴重品ロッカーに入らないセカンドバック等の貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。金銭、その他貴重品の取扱いにつきまして、ご自身の責任において管理していただくものとします。当倶楽部は一切の責任を負いません。尚、乗用カートへの高額な現金及び貴重品の持込は厳禁といたします。

＜携帯品・自動車＞

第8条 携帯品や駐車場の自動車につきましては、万が一事故がおきましても当倶楽部は一切の責任を負いません。

＜ロッカーの利用・鍵の管理＞

第9条 ロッカーの鍵は、ご自身でお帰りで厳重に管理して下さい。ロッカー内の金品の紛失・盗難については当倶楽部では一切の責任を負いません。ロッカーの施錠忘れ、鍵の紛失等に充分にご注意下さい。

＜宅急便の取扱い＞

第10条 当倶楽部は、宅急便によるゴルフクラブ・バック・コンペ商品等のお取次ぎはいたしますが、運送会社による保管中の過失による事故は運送会社の契約約款の定めにより、当倶楽部は一切の責任を負いません。

＜乗用カートの利用＞

第11条 ご来場時にフロントで所定の用紙に白署していただくことにより、運転者、及びその他の乗用カート利用者は、別に定める「乗用カート利用約款」を遵守、誓約がなされたこととします。

＜プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの遵守＞

第12条 プレーヤーはゴルフ規則・エチケット・マナーを守り、自己の責任でプレーしていただきます。従って、プレー中に起きた事故については当事者側の責任となります。他のプレーヤーに対する危険・迷惑行為や、継続的なスロープレーはこれを禁止し、これらに違反した場合は、本約款第4条に基づき、ご利用をお断りすることがあります。特に次の事項を遵守のうえプレーをお願いします。

1. ティーイングエリアにおける素振り
素振りは前後左右をしっかり確認し、事故の無いように注意して下さい。
現にスタートする組以外のプレーヤーは、危険防止のため立ち回らないで下さい。
2. 飛距離の確認
先行する組に対して後続するプレーヤーは、自らの飛距離を自分で判断し、先行組に打ち込まない距離になるまで打球しないで下さい。
万が一、プレー中に他のプレーヤーを危険にさらした場合、加害者の責任において解決していただくことになりますので、充分ご注意ください。
3. フォアキャディの合図
フォアキャディの合図は、先行組が第2打を打ち終わり、通常の飛距離外に前進したと判断されるときのみ合図であり、合図があってもプレーヤーはご自身の飛距離を判断して打球して下さい。
4. 打者との位置
同伴プレーヤーは打者の前方には絶対に出ず、また、他のプレーヤーの打球に充分注意して危険回避して下さい。
5. 隣接ホールへの打込み
プレーヤーは自己の飛距離、球の飛行方向について適切に判断し、隣接ホールに打込まないよう慎重に打球して下さい。隣接ホールに打込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図して、邪魔にならないよう、また同伴プレーヤーに危険を及ぼさないよう、充分に注意して打球して下さい。

6. ブラインド・ドッグレグホール
ブラインド・ドッグレグホールでは前方の組をよく確認し自己の距離を判断して打球して下さい。
7. 回避
後続組に打球させる場合は、先行組のプレーヤーは後続組の打球が打ち終わるまで、安全な場所に退避して下さい。
8. ホールアウト後の移動
ホールアウトしたら直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通過して次のホールに進んで下さい。
9. 雷害・雷鳴
雷害・雷鳴があった場合は、直ちにプレーを中止し安全な場所に避難して下さい。
10. 濃霧
濃霧が発生した場合は、当倶楽部の指示に従い、プレーを中止し安全な場所に避難して下さい。
11. 火気使用の禁止
コース内及びクラブハウス内は禁煙です。喫煙は所定以外の場所では厳禁とします。マッチの燃え殻・タバコの吸い殻は必ずよく消して灰皿にお捨て下さい。

＜遺失物の取扱い＞

第13条 本約款の第12条に違反してプレーヤーが自ら被害を受け、又は第三者に被害を及ぼせる事故が発生させた場合、当倶楽部は損害賠償等の責任は一切負いません。

＜プレー終了後のクラブ確認＞

第14条 利用者がプレーを終了した後は、クラブ等を点検し間違いがないか確認してクラブ確認票にご署名いただきます。
ご署名後のクラブ不足、瑕疵等については当倶楽部は一切の責任を負いません。

＜施設に損害を与えた場合＞

第15条 利用者が故意又は過失により当倶楽部の施設に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。

＜施設内への持込禁止＞

第16条 施設内に下記のものを持込むことを厳にお断りします。

1. 動物
2. 銃器・刀剣類及び凶器
3. 発火・爆発の恐れがあるもの
4. 悪臭を放つもの
5. 騒音を発生するもの
6. その他施設・他のプレーヤーに不快・迷惑となるもの

＜行為の禁止＞

第17条 施設内で下記の行為は厳にお断りします。

1. 賭博、その他風紀を乱す行為
2. 物品販売・宣伝広告等の行為
3. 利用者以外のコース立入り（特に許可する場合を除く）
4. 他人に迷惑を及ぼす、又は不快感を与える行為
5. ドレスコードから逸脱した衣服（下駄・サンダル・スリッパ履・下着類など）での来場

＜浴場利用＞

第18条 浴場・脱衣場において下記の行為を禁止します。

1. 入浴・タトゥが入った方の利用
2. 泥酔の方の利用
3. 携帯電話、電子機器の使用（カメラ・メール・電話）

＜遺失物の取扱い＞

第19条 遺失物（お忘れ物を含む）は発見した日より3ヶ月間お預かりいたします。発見日から3ヶ月後、所有者より連絡がない場合は、貴重品・高価品を除き当倶楽部で任意処分いたしますのでご了承下さい。

＜レストラン・バーの利用＞

第20条 当倶楽部のレストランを快適にご利用いただけるよう、下記の利用規約を設けておりますので、予めご了承願います。

1. 禁止事項
① 私的な飲食物の持込み
② 帽子・ジャンパー・ウィンドブレーカー・レインウェアの着用
③ 携帯電話、電子機器の使用
④ 大声での会話
⑤ テーブルに帽子や手袋を置くこと
⑥ シューズを脱いでの飲食
2. 免責事項
① アレルギーのある方は予めお申し出下さい。お申し出がない場合はお客様の責任により対応させて頂きます。
② お持ち帰り後の商品の消費期限が過ぎた後については責任を負いかねます
3. 予約の変更・取消
会食の取消の場合は規定の取消料をお支払いいただきます。
尚、会食の内容等の変更は、調理の状況により相対調整をお支払いいただくことがあります

＜個人情報取扱い＞

第21条 利用者から取得する個人情報は、当社の定める個人情報取扱規定に従い、取得、管理、及び利用させていただきます。

＜本約款の変更手続き＞

第22条 本約款は、当倶楽部と倶楽部理事会が協議のうえ、会員の意向に反しないと認められる範囲で、必要に応じて予告なく改定することがあります。また、任意の判断によって、適宜本約款を相当範囲で変更できるものとします。
本約款を変更する場合、当倶楽部はウェブサイトその他の方法により、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を周知するものとします。

＜その他＞

第23条 別途定める「乗用カート利用約款」「暗証番号式ロッカー利用約款」「キャンセル規定」「ドレスコード」を遵守して下さい。